

佐賀県訓令甲第6号

本 庁  
現 地 機 関

佐賀県職員の勤務地の特例に関する規程（平成17年佐賀県訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年5月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
（勤務する場所及び担当事務） <b>第2条</b> 部、局、課、センター若しくは室又は現地機関（以下「所属」という。）の所在する場所以外の場所で勤務させる職員の勤務する場所及び担当事務は、次に定めるとおりとする。			（勤務する場所及び担当事務） <b>第2条</b> 部、局、課、センター若しくは室又は現地機関（以下「所属」という。）の所在する場所以外の場所で勤務させる職員の勤務する場所及び担当事務は、次に定めるとおりとする。		
所属名	勤務する場所	担当事務	所属名	勤務する場所	担当事務
広報広聴課	略		広報広聴課	略	
さが創生推進課	略		人事課	唐津市	障害者雇用に関すること。
			さが創生推進課	略	
略			略		

附 則

この訓令は、令和6年6月1日から施行する。